

# 事業承継を円滑にする税務対策

事業承継では、後継者が経営者から自社株式や事業用資産を取得することに伴い、贈与税や相続税が発生する場合があります。これらの納税猶予や免除制度などを活用して、スムーズな事業承継を支援します。

## 1. 事業承継税制

後継者が相続や贈与によって取得した自社株式等について、後継者の事業継続などを要件として相続税・贈与税の納税が猶予・免除されます。また子や親族に限らず、親族外承継においても適用できます。

事業承継税制を適用すれば自社株式にかかる相続税の80%を猶予

## 2. 贈与税の暦年課税 年間110万円までの贈与が非課税

## 3. 相続時精算課税制度

特別控除額2,500万円を超える部分について、20%の贈与税を、将来の相続財産に合算して相続税を計算

## 4. 小規模宅地等の特例

宅地等を相続した場合、相続税の課税価格から50～80%の割合を減額

## 5. 死亡退職金に対する相続税の非課税枠(500万円×法定相続人)

退職金は通常、所得税が課税されますが、経営者が死亡して3年以内に至急確定した退職は相続財産とみなされ、税負担の軽減につながります。

## 6. 死亡保険金に対する相続税の非課税枠(500万円×法定相続人)

一定の死亡保険金は相続税の対象となり、税負担の軽減につながります。

事業承継を円滑に進めるための税務対策を詳しく知りたい方は、

こちらをチェック

中小企業庁 経営者のための事業承継マニュアル

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2017/170410shoukei.htm>

国税庁

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/index.htm>

# 金融支援

事業承継に伴う納税資金や、承継後の安定経営のためには、様々なお金が必要となります。事業承継に係る各種金融支援を紹介、斡旋します。

## 1. 融資

事業承継・集約・活性化支援資金

融資限度額

別枠7,200万円(うち運転資金4,800万円)

返済期間

設備資金

20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金

7年以内。ただし、既往の公庫融資の借換を含む場合、8年以内(うち据置期間2年以内)

## 2. 保証

事業承継特別保証

事業承継サポート保証

経営承継関連保証

特定経営承継関連保証

経営承継準備関連保証

特定経営承継準備関連保証

経営承継借換関連保証

保証限度額 2億8,000万円以内

全国信用保証協会連合会HP

<https://www.zensinhoren.or.jp/model-case/shokei/>

詳しくは…

事業承継  
マッチング

安芸高田市商工会では、事業承継マッチングプラットフォーム「relay」(リレイ)を運営する株式会社ライトライトと連携協定を結び、後継者探しをお手伝いします。



安芸高田市商工会



事業承継をオープンに。

relay  
リレイ